

徳島市介護保険料減免取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、徳島市介護保険条例（平成12年徳島市条例第14号以下「条例」という。）第12条に規定する保険料の減免に関する取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の範囲)

第2条 市長は、次の各号に該当する者で、保険料の納付義務者がその利用し得る資産、能力の活用を図っても、なおかつ保険料の全額納付に堪えることが困難であると認められるものに対しては、その者の申請に基づき、当該年度の減免事由発生以降の保険料について、減額又は免除することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 第1号被保険者の収入に譲渡所得がある場合において、当該譲渡所得が強制換価手続き又は保証債務の履行による所得であって、かつ、その所得が当該債務の弁済に充てられたことが認められること。
- (6) 第1号被保険者が国外に居住していること又は刑務所その他これに準ずる施設に拘禁されていることにより保険給付を受けられないこと。
- (7) 第1号被保険者が避難を目的としてウクライナから日本に在留を許可されていること。

2 市長は、保険料率が条例第5条第1項第2号又は第3号に該当する第1号被保険者であって、収入が少なく生活が著しく困窮していると認められる者に対しては、その者の申請に基づき、当該年度の保険料について減額することができる。ただし、その者が前項各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(減免の割合)

第3条 前条に該当する者の適用範囲及び減免割合は別表のとおりとする。

- 2 前条第1項に規定する各号のうち、2以上の規定に該当する者については、減免割合の大きいいずれか1の規定を適用する。
- 3 減免に係る申請書の提出が、条例第12条第2項に規定する期限後であっても、遅延した理由がやむを得ないと認められるときは、当該年度の保険料の範囲内において、減免することができる。

(減免の取消し)

第4条 市長は、保険料の減免措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときはその措置を取消し、その旨を当該納付義務者に通知するとともに減免により免れた当該保険料は納付義務者より徴収する。

- (1) 資力の回復その他事情の変化によって減免が不相当と認められるとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為によって減免の措置を受けたと認められるとき。

附 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度以降の年度分の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度以降の年度分の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度以降の年度分の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度以降の年度分の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 21 日から施行し、平成 27 年度以降の年度分の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日以降の申請から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年度以降の年度分の保険料から適用する。